令和７年（フ）第１２号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2250番地の４Ｋ113
破産者　前田　直樹
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第１５８号
北九州市小倉南区南方３丁目17番５―201号、前住所北九州市小倉南区蜷田若園３丁目１番３号（110）
破産者　Ｊ．Ａ．Ｓ．Ｈこと　波多野翔太
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２３７号
北九州市戸畑区小芝１丁目７番８号
破産者　馬場　良二
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２３８号
北九州市戸畑区小芝１丁目７番８号
破産者　馬場麻奈美
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３６２号
北九州市八幡東区帆柱１丁目８番10号
破産者　村上　一伸
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４７３号
北九州市若松区本町３丁目５番13―605号
破産者　高橋　幸恵
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５６３号
北九州市小倉北区田町17番７―202号
破産者　久目形摩耶
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３７号
仙台市宮城野区蒲生字鍋沼８番地の１　ｙｕｉ101
破産者　穂園　元樹
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６７０号
仙台市泉区八乙女中央３丁目11番19号　アップルハウス八乙女２―103、従前の住所横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港５号棟1103号室
破産者　高橋　義和
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第６号
茨城県日立市久慈町１丁目10番15号
破産者　仲田　忠弘
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第７５号
茨城県日立市若葉町１丁目２番12号
破産者　小澤　怜央
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１３０号
群馬県高崎市大橋町76番地１　ゴールドクレイ北高崎203号
破産者　佐々木俊憲
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１３４号
群馬県高崎市石原町1235番地16
破産者　原澤奈津子
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第２３５４号
福岡市東区香椎照葉４丁目２番２―509号セントラルパーク香椎照葉弐番館、旧住所さいたま市西区三橋５丁目1046番地３　フィオレンティーナ101
破産者　羽中田　瑛（旧姓四辻）
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６０４号
さいたま市南区太田窪２丁目１番７―１号　フォレストメゾン浦和207
破産者　成澤　　葵
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６５１号
さいたま市西区大字指扇982番地12
破産者　小森　大輔
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７６５号
埼玉県川口市上青木６丁目10番５号　メゾンド上青木205号
破産者　清水　壯馬
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６４号
埼玉県和光市白子１丁目11番３号　ヴィラパーティス203
破産者　河田　　史
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９０６号
埼玉県蓮田市上２丁目９番32号　グリーンハイツ101号
破産者　大浦　直路
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係